

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年2月17日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

### 香川県広域水道企業団規則第3号

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

香川県広域水道企業団職員の職の設置に関する規則（平成30年香川県広域水道企業団規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(ブロック統括センター等の職) 第3条 略</p> <table border="1" data-bbox="183 600 1084 876"><thead><tr><th data-bbox="183 600 405 679">ブロック統括センター等</th><th data-bbox="405 600 1084 679">職</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="183 679 405 719">略</td><td data-bbox="405 679 1084 719"></td></tr><tr><td data-bbox="183 719 405 836">中讃ブロック統括センター</td><td data-bbox="405 719 1084 836">所長 副所長 課長 副課長 主幹 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 主任技師 主事 技師</td></tr><tr><td data-bbox="183 836 405 876">略</td><td data-bbox="405 836 1084 876"></td></tr></tbody></table>	ブロック統括センター等	職	略		中讃ブロック統括センター	所長 副所長 課長 副課長 主幹 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 主任技師 主事 技師	略		<p>(ブロック統括センター等の職) 第3条 ブロック統括センター及び広域送水管理センターに置く職は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1173 600 2074 876"><thead><tr><th data-bbox="1173 600 1395 679">ブロック統括センター等</th><th data-bbox="1395 600 2074 679">職</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1173 679 1395 719">略</td><td data-bbox="1395 679 2074 719"></td></tr><tr><td data-bbox="1173 719 1395 836">中讃ブロック統括センター</td><td data-bbox="1395 719 2074 836">所長 副所長 課長 副課長 主幹 <u>場長</u> 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 主任技師 主事 技師</td></tr><tr><td data-bbox="1173 836 1395 876">略</td><td data-bbox="1395 836 2074 876"></td></tr></tbody></table>	ブロック統括センター等	職	略		中讃ブロック統括センター	所長 副所長 課長 副課長 主幹 <u>場長</u> 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 主任技師 主事 技師	略	
ブロック統括センター等	職																
略																	
中讃ブロック統括センター	所長 副所長 課長 副課長 主幹 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 主任技師 主事 技師																
略																	
ブロック統括センター等	職																
略																	
中讃ブロック統括センター	所長 副所長 課長 副課長 主幹 <u>場長</u> 課長補佐 副主幹 主任 主任主事 主任技師 主事 技師																
略																	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。